

## 江差町地域公共交通活性化協議会委員の変更

### ○人事異動等による変更

- ・ 小梅 洋子 江差町老人クラブ連合会 副会長  
(前任：小笠原 求 江差町老人クラブ連合会 会長)
- ・ 福原 英範 北海道檜山振興局地域創生部地域政策課 地域政策課長  
(前任：山本 勝博 北海道檜山振興局地域創生部地域政策課 地域政策課長)
- ・ 舘下 智 国土交通省北海道運輸局函館運輸支局 首席運輸企画専門官(輸送・監査担当)  
(前任：酒井 周一 国土交通省北海道運輸局函館運輸支局 首席運輸企画専門官(輸送・監査担当))
- ・ 斉藤 直之 国土交通省北海道開発局函館開発建設部江差道路事務所 工務課長  
(前任：佐竹 永光 国土交通省北海道開発局函館開発建設部江差道路事務所 工務課長)
- ・ 高橋 昌之 北海道函館方面江差警察署 交通課長  
(前任：上野 賢司 北海道方面江差警察署 交通課長)
- ・ 高岡 広明 江差町教育委員会 委員  
(前任：加澤 優香子 江差町教育委員会 委員)

# 令和6年度 江差町地域公共交通活性化協議会事業報告

## 1. 会議等

### ①令和6年度第1回江差町地域公共交通活性化協議会

- ・日 時 令和6年5月28日（火）14時30分～
- ・会 場 江差町役場3階 第2委員会室
- ・議 題 【出席12名、欠席4名／全事項承認】
  - (1) 委員の変更報告について
  - (2) 令和5年度江差町地域公共交通活性化協議会事業報告及び決算報告について
  - (3) 江差マース本格運行に係る運行方針について
  - (4) 令和6年度第1回江差町地域公共交通活性化協議会分科会（専門部会）における協議結果について
  - (5) 令和6年度江差町地域公共交通活性化協議会補正予算（案）の提案について
  - (6) 江差町地域公共交通計画における事業評価手法について
  - (7) 江差町地域公共交通計画の変更について

### ②令和6年度第2回江差町地域公共交通活性化協議会（書面開催）

- ・附議日 令和6年6月14日（金）
- ・協議事項 【承認16名、非承認0名／承認】
  - (1) 地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）に係る地域公共交通計画認定申請について

### ③令和6年度第3回江差町地域公共交通活性化協議会

- ・日 時 令和6年12月4日（水）15時30分～
- ・会 場 江差町役場3階 第2委員会室
- ・議 題 【出席11名、欠席4名／全事項承認】
  - (1) 委員の変更報告について
  - (2) 令和6年度江差マース運行実績（8～11月）について
  - (3) 令和6年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る事業評価について
  - (4) 江差町地域公共交通計画における事業評価（令和5年度分）について
  - (5) 令和7年度江差マース運行方針案について
  - (6) 福祉部会の設置及び江差町地域公共交通活性化協議会分科会設置規定の改正について
  - (7) 福祉有償運送事業者における自家用有償旅客運送登録の更新について
  - (8) その他

#### ④令和6年度第4回江差町地域公共交通活性化協議会

- ・日 時 令和7年3月10日（月）13時00分～
- ・会 場 江差町役場1階 保健センター(集団指導室)
- ・議 題 【出席12名、欠席3名／全事項承認】
  - (1) 令和6年度江差マース運行実績について
  - (2) 江差マースに係るアンケート調査結果について
  - (3) 令和7年度江差マース運行方針について
  - (4) 江差町地域公共交通計画の変更及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る地域公共交通計画変更届出について
  - (5) 令和6年度第1回江差町地域公共交通活性化協議会分科会(福祉部会)の開催結果について
  - (6) 令和7年度事業計画及び予算について
  - (7) その他

## 2. 江差町地域公共交通計画推進支援業務

### ①江差町地域公共交通講演会

#### ・趣 旨

町民に「地域公共交通」について考えてもらう機会の創出を図るため、講師として地域公共交通に精通した有識者である「為国孝敏氏」を招聘し「江差町地域公共交通講演会」を開催。

#### ・実施日

①令和6年12月16日（月）

町議会議員・職員向け（江差町役場1階 保健センター(集団指導室)）

②令和6年12月17日（火）

町民向け（江差町文化会館(小ホール)）

#### ・講演会の状況（左：議員・職員向け 右：町民向け）



## ②江差町地域公共交通ハンドブック作成

### ・趣 旨

江差マースや路線バス、フェリーなど、町内の公共交通に関する情報を一元的にまとめた「江差町地域公共交通ハンドブック」を作成。

本ハンドブックについては、町内公共施設に配架するほか、広報誌への折込みを実施する。



江差町地域公共交通ハンドブック



江差マースに係る情報も掲載

## 3. 江差マース

### ・趣 旨

江差町と包括連携協定を締結している「サツドラホールディングス(株)」との連携により、地域公共交通の維持・確保に向け、路線バス中心の既存の公共交通を補完する新たなモビリティサービス「江差マース」の本格運行を開始。

### ・経 緯

令和3年度～5年度

本格運行に向けた実証実験を計4回実施

令和6年5月28日

第1回協議会にて、本格運行開始時の運行方針や補正予算を諮問、承認

～8月1日

江差マース本格運行開始に向け、住民説明会（町内8箇所）やチラシの作成・折込み等、各種広報活動の実施

8月1日

江差マース本格運行開始

※以後、各町内会への出席やメディア取材等により、継続的な広報活動を実施

11月～12月

江差マース登録者及び町内居住の江差マース非登録者計1,700世帯を対象にアンケート調査を実施

令和7年3月10日

第4回協議会にて、令和7年度江差マース運行方針及び当初予算案について諮問、承認

・運行日時

月・火・木曜 9時00分～17時00分

※13時～13時30分は運転手の休憩・交代時間確保のため運休

※平日のみの運行で、祝日及び12/31～1/5は運休

・運行エリア

江差町全域（町内の自宅及び90箇所の乗降地点間）

・運行者

（有）桧山ハイヤー ジャンボハイヤー1台

・予約方法

電話受付（オペレーター・役場受付）またはスマホアプリ「LINE」を利用した事前予約制

・運賃

1乗車あたり500円

※乗合発生時には300円

※その他、福祉割引運賃や学割運賃、こども運賃等を設定

・決済方法

現金もしくはEZOCAカード（電子マネー・EZOポイント）

・利用実績

運行日数・・・94日間 運行回数・・・870回 乗車延べ人数・・・999人

乗合発生率・・・38.4% 平均乗車人数（1日あたり）・・・10.6人/日

LINE・電話予約比率・・・27:73 登録者数・・・392人 実利用者数・・・115人

江差町地域公共交通計画の目標値である、1日あたりの乗車人数10.0人/日を達成。

令和5年度実証実験終了時から約170名の新規登録者を獲得。

8月1日からついにスタート!  
江差マース

運行日  
令和6年8月1日（水）から 毎週 月・火・木 曜日

利用可能時間  
9:00 - 17:00

運行エリア  
江差町全域

運賃  
乗車1人 500円/人  
乗合発生時 300円/人

お支払い方法  
現金、EZOCAカード（電子マネー・EZOポイント）

江差マースの利用方法

1 予約方法  
電話予約、LINE予約

2 乗車方法  
乗車券の提示、乗降地点の確認

3 注意事項  
乗車時のマナー、乗降時の注意



江差マース住民説明会の様子

江差マース運行チラシ

## 令和6年度 江差町地域公共交通活性化協議会決算報告

## 【歳入】

(単位:円)

款	項	目	予算額	決算額	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	19,044,000	17,529,619	・江差町負担金 19,044,000 ・江差町戻入額 ▲1,514,381
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	165,000	・令和6年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統)
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入	0	7,418	・口座利息
合 計			19,044,000	17,702,037	

## 【歳出】

(単位:円)

款	項	目	予算額	決算額	備考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	185,000	37,505	・お茶代 ・事務局旅費
	2 事務費	1 事務費	80,000	16,060	・振込手数料
2 事業費	1 事業費	1 事業費	18,769,000	17,648,472	・基礎調査・運営支援等 5,796,780 ・配車予約システム等の開発運用 4,100,701 ・町業務(運行費等)補助 7,012,652 ・プロモーション経費 738,339
3 予備費	1 予備費	1 予備費	10,000	0	
合 計			19,044,000	17,702,037	

※ 協議会予算残額 1,514,381 円は事業額の確定をもって江差町に返還(戻入)

## 令和 6 年度江差町地域公共交通活性化協議会 会計監査報告

江差町地域公共交通活性化協議会設置要綱第 4 条第 6 項の規定に基づき、令和 6 年度江差町地域公共交通活性化協議会歳入歳出決算に関する関係書類を監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

江差町地域公共交通活性化協議会

令和 7 年 5 月 8 日

監事 社会福祉法人江差町社会福祉協議会

事務局長 中島 直樹 

令和 7 年 5 月 8 日

監事 オクシリア일랜드フェリー株式会社

専務取締役江差支店長 浦田 耕造 

# 江差マース運行実績 について



×



令和7年6月5日

令和7年度第1回江差町地域公共交通活性化協議会



## ○運行実績

	令和6年度 (8~3月)	令和5年度 (11~2月)
運行日数	94日間	68日間
運行回数	870回	566回
乗車延べ人数	999人	660人
平均乗車人数 (1日あたり)	<u>10.6人/日</u>	<u>9.7人/日</u>
乗合発生率	38.4%	38.96%
LINE予約率	27%	41%
電話予約率	73%	59%
利用者男女比	20.9 : 79.1	27.5 : 72.5
登録者	<u>392人</u>	<u>221人</u>

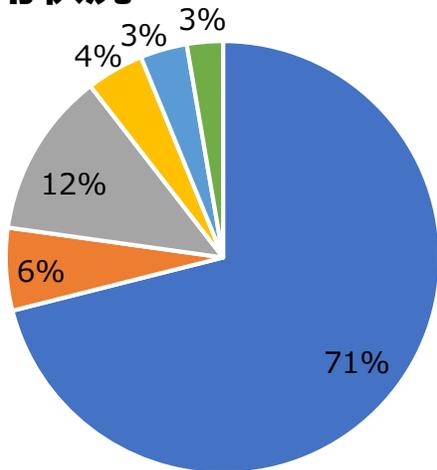
○実証実験時と比較し、1日あたり平均乗車人数は増加しており、江差町地域公共交通計画にて、目標値として設定している1日あたり10人乗車を達成

○1年間で171人の新規登録者を獲得することに成功。シニアカレッジや町内会での複数人の登録が大きく数字を伸ばす要因となっている



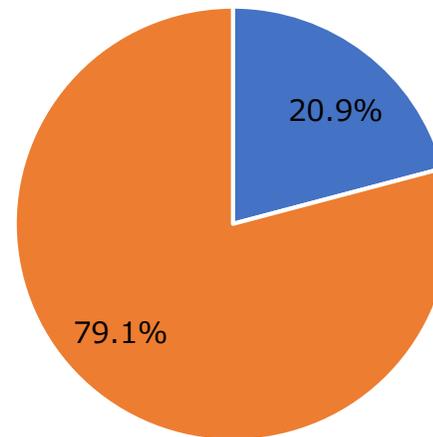
# 登録者・利用者状況

### 登録者の利用状況



- 登録のみで利用なし
- 1回のみ
- 2~5回利用
- 6~9回利用
- 10~20回利用
- 20回以上利用

### 利用者の男女比



- 男性
- 女性

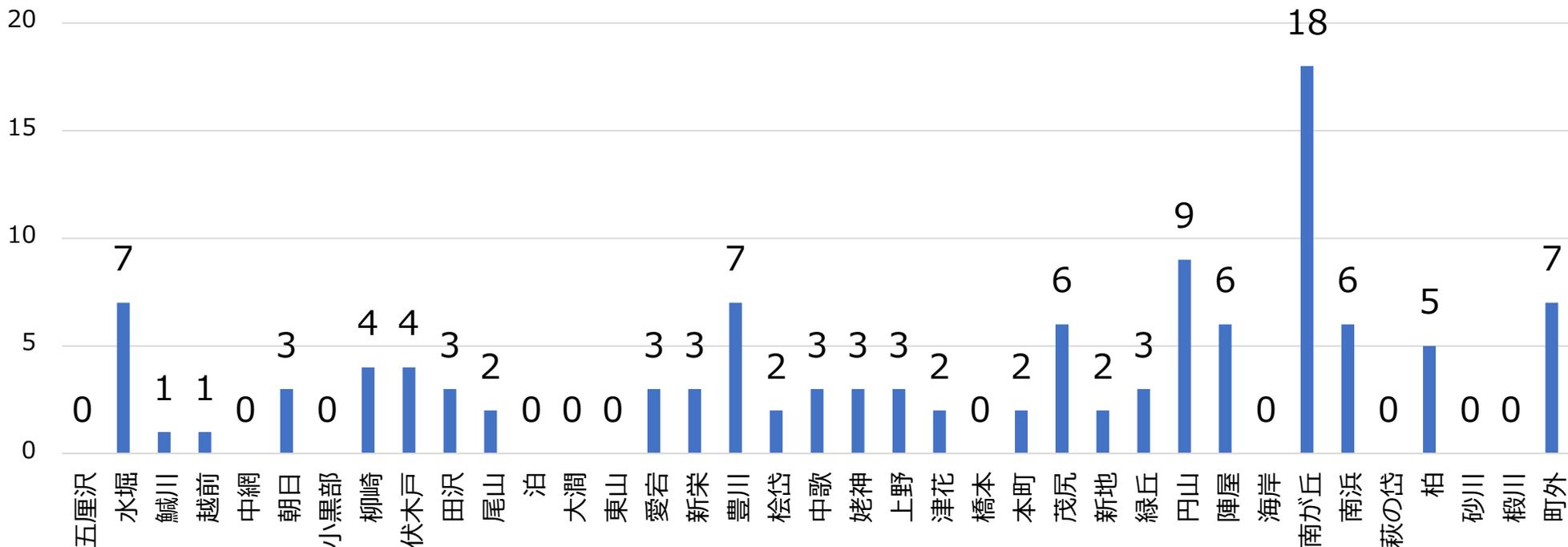
- 登録者数：**392人（3月31日時点）**
- 実利用者数：**115人（29%）** ※同乗者除く
- 男性利用者数：**24人（20.9%）**
- 女性利用者数：**91人（79.1%）**

- 利用者のうち、**約80%の方が、複数回の利用（リピーター）があった**
- 20回以上利用された方が13名**おり、50回を超える方も2名いるなど、生活の一部として必要不可欠な交通手段として機能してきている
- 引き続き女性比率が高く、自家用車や運転免許のない住民による利用が多いと推察



## ○登録者・利用者状況

### 居住地別利用者数



※実利用者数 115人

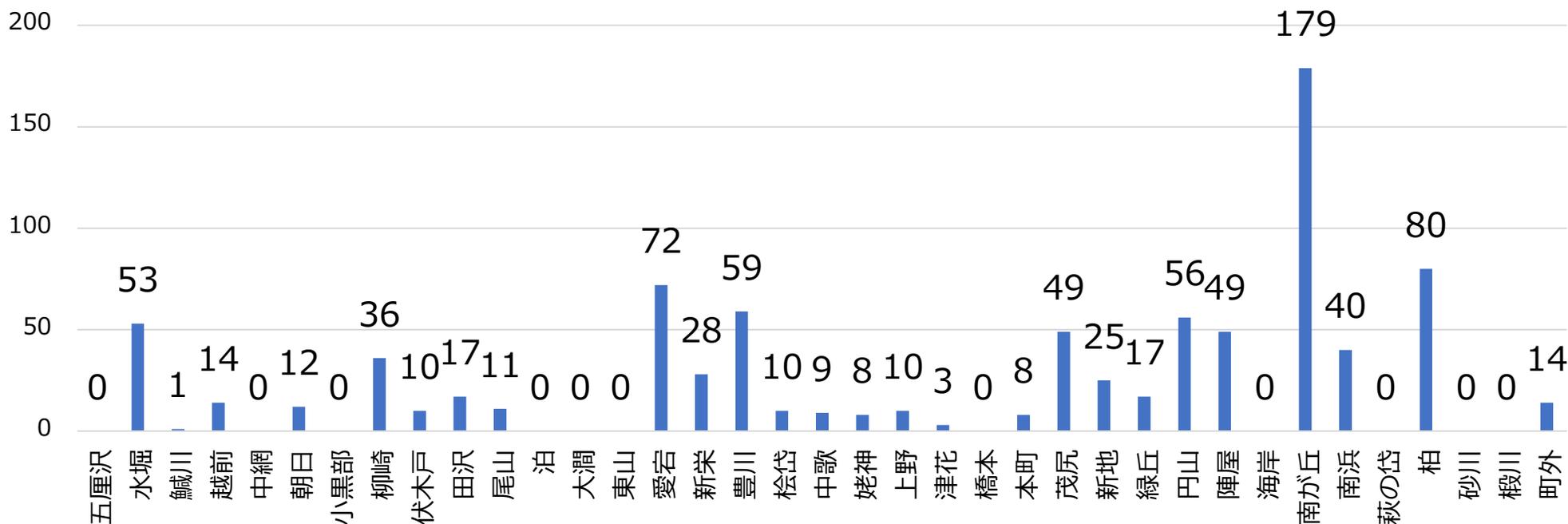
○南が丘に居住する住民の利用が圧倒的に多かった。同地域では、複数の利用者が同一の時間、目的地に予約をし、乗り合いで移動するというケースも複数回あった。

○居住人口規模に違いはあるものの、利用された方がいない地域が11地域（全36地域）という結果になった。



## ○登録者・利用者状況

### 居住地別利用回数



※運行回数 999回

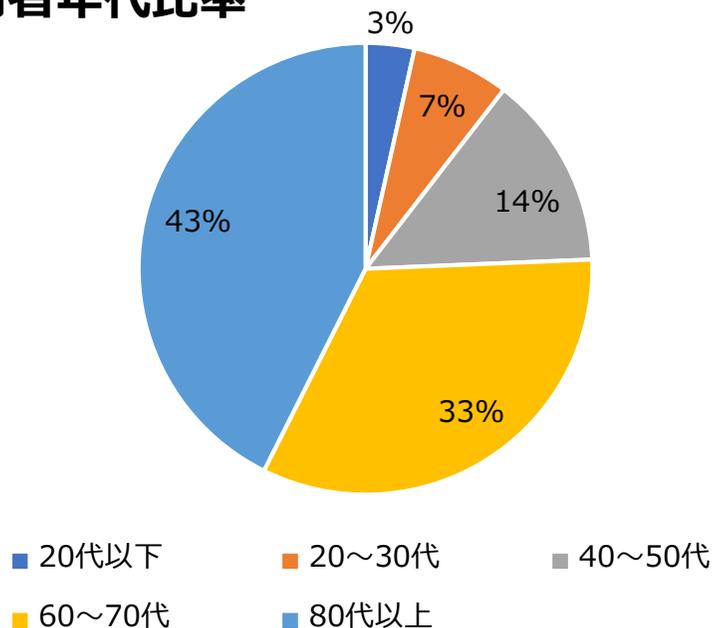
○南が丘に居住する住民の利用が圧倒的に多かった。同地域では、複数の利用者が同一の時間、目的地に予約をし、乗り合いで移動するというケースも複数回あった。

○居住人口規模に違いはあるものの、利用された方がいない地域が11地域（全36地域）という結果になった。

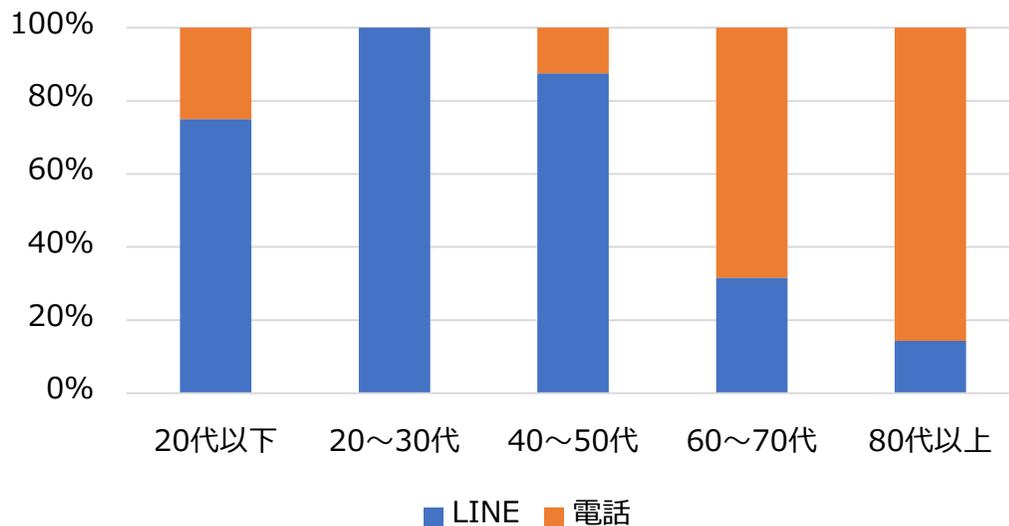


# ○登録者・利用者状況

利用者年代比率



年代別 予約方法の割合



- 20代以下：4人    20~30代：8人    40~50代：16人    60~70代：38人    80代以上：49人
- 20代~50代：LINE25人・電話3人    60~70代：LINE12人・電話26人
- 80代以上：LINE7人・電話42人

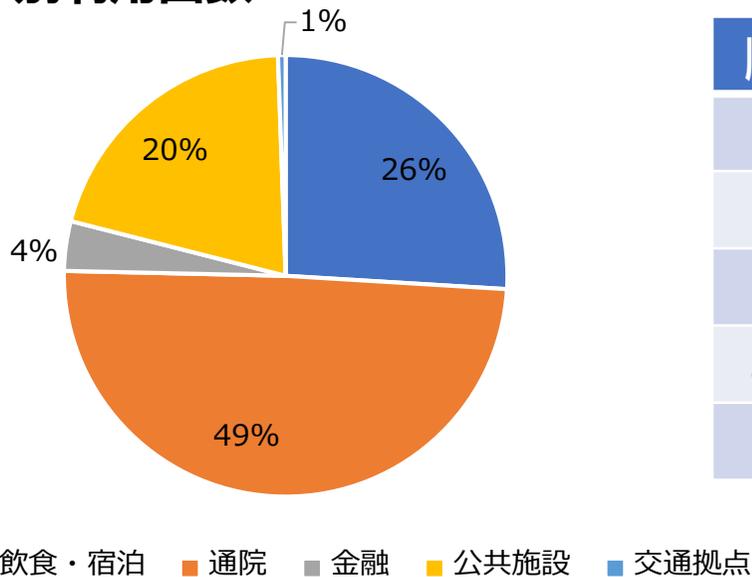
○若年層の利用は乏しいが、江差高校での事例など、代表者が登録し、家族・友人等複数人で予約・利用している事例が複数件みられる

○依然として、60代以上の方の電話予約比率は高い傾向にある



## ○乗降地点別利用状況

### カテゴリ別利用回数



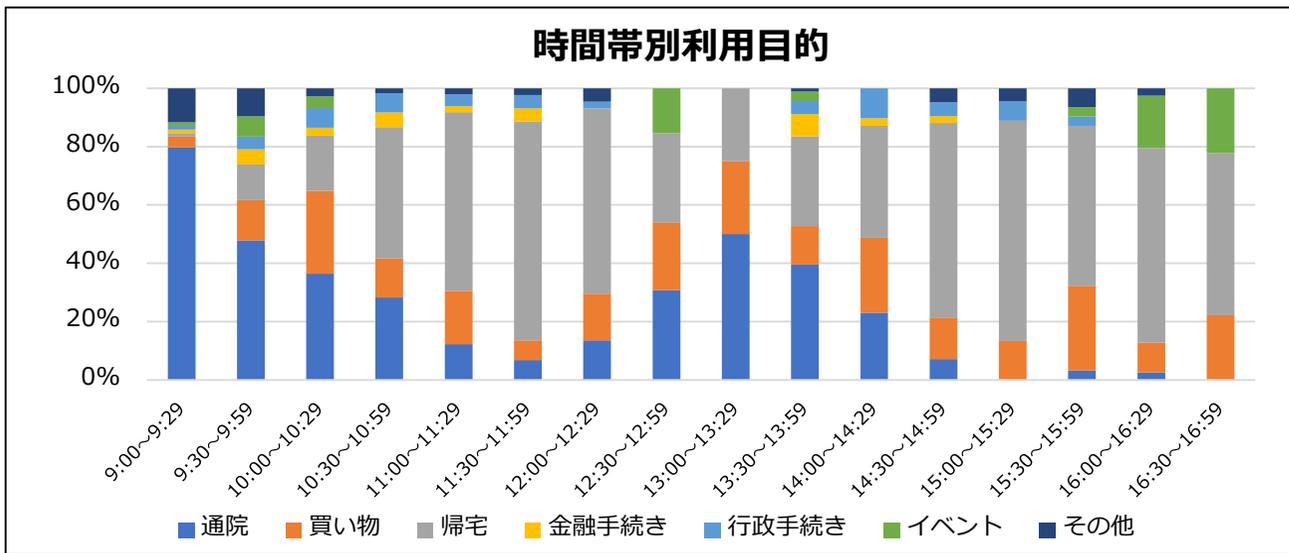
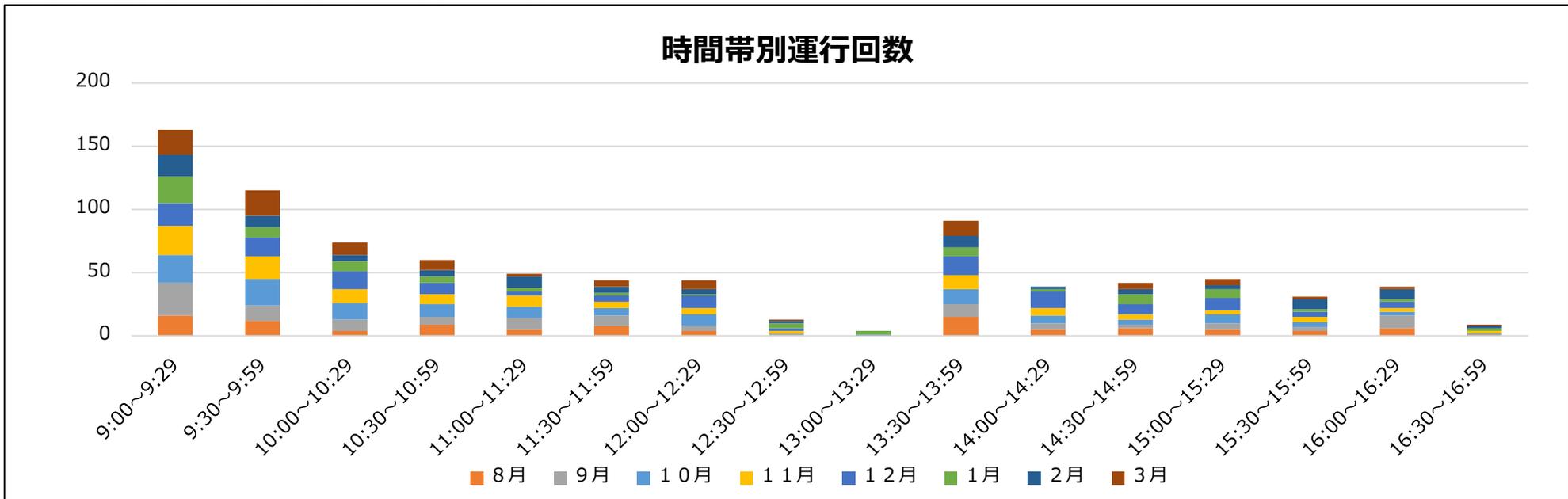
順位	乗降地点名称	利用回数
1位	北海道立江差病院	282回
2位	フードセンターブンテン	71回
3位	江差町役場	55回
4位	サツドラ江差柳崎店	52回
5位	柳崎児童館	51回

- 買い物・飲食・宿泊：**236回** 通院：**449回**  
金融機関：**33回** 公共施設：**186回** 交通拠点：**5回** ※出発地・到着地問わず集計

- 通院及び医療機関からの帰宅としての利用が全体の約5割を占める。そのうち、北海道立江差病院に係る利用が、全体の約3割を占める
- 3月に江差町役場への利用が増加、転出入等の各種手続きに利用されていると推測
- 全90箇所の乗降地点のうち、1度も利用のなかった地点は35地点となった



# ○時間帯別利用状況



○前回協議会から引き続き、午前中、特に朝一の予約が多くなっている。

○午後一の乗車も多く、**午前中に行動する人、午後から行動する人の2パターンがみられる**

※実際に乗車した時間で集計



➤ 令和6年度に実施したアンケート調査や、住民説明会等でいただいた意見を踏まえ、令和7年4月1日から運行方針を一部変更。

・ 変更点①

運行日を週3日(月・火・木)から週5日(月~金)へ増加

・ 変更点②

町内介護施設を中心に、乗降地点を6箇所追加

➤ 運行方針の変更に伴い、江差町地域公共交通計画の変更及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る計画認定申請の変更届出を実施したほか、新たな運行チラシを作成し、広報誌への折り込みのほか、町内公共施設への配架を実施。



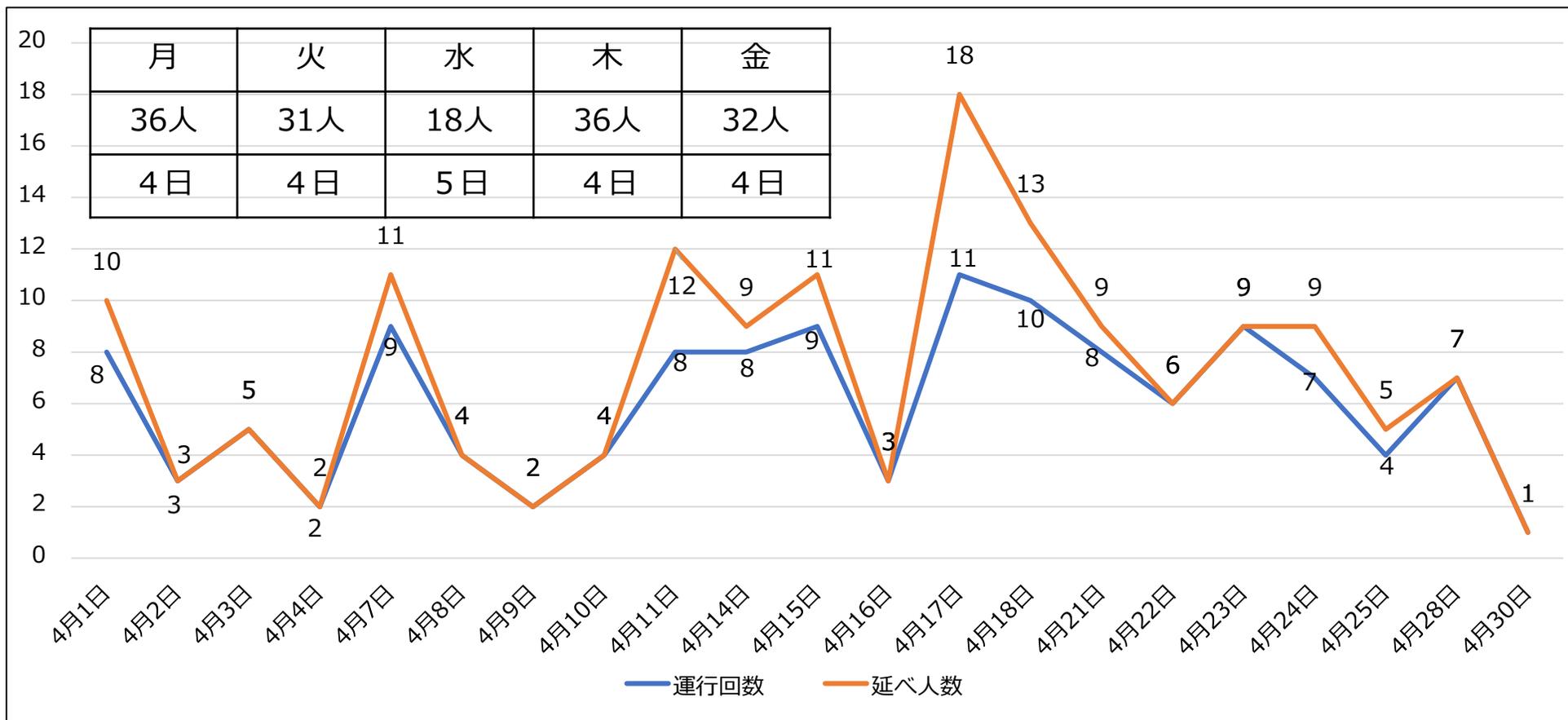
新たな運行方針の説明会(3月21日 円山町内会)

新たな運行チラシ

江差町環境まちづくり推進課まちづくり推進係  
お問い合わせ: 0198-52-6712

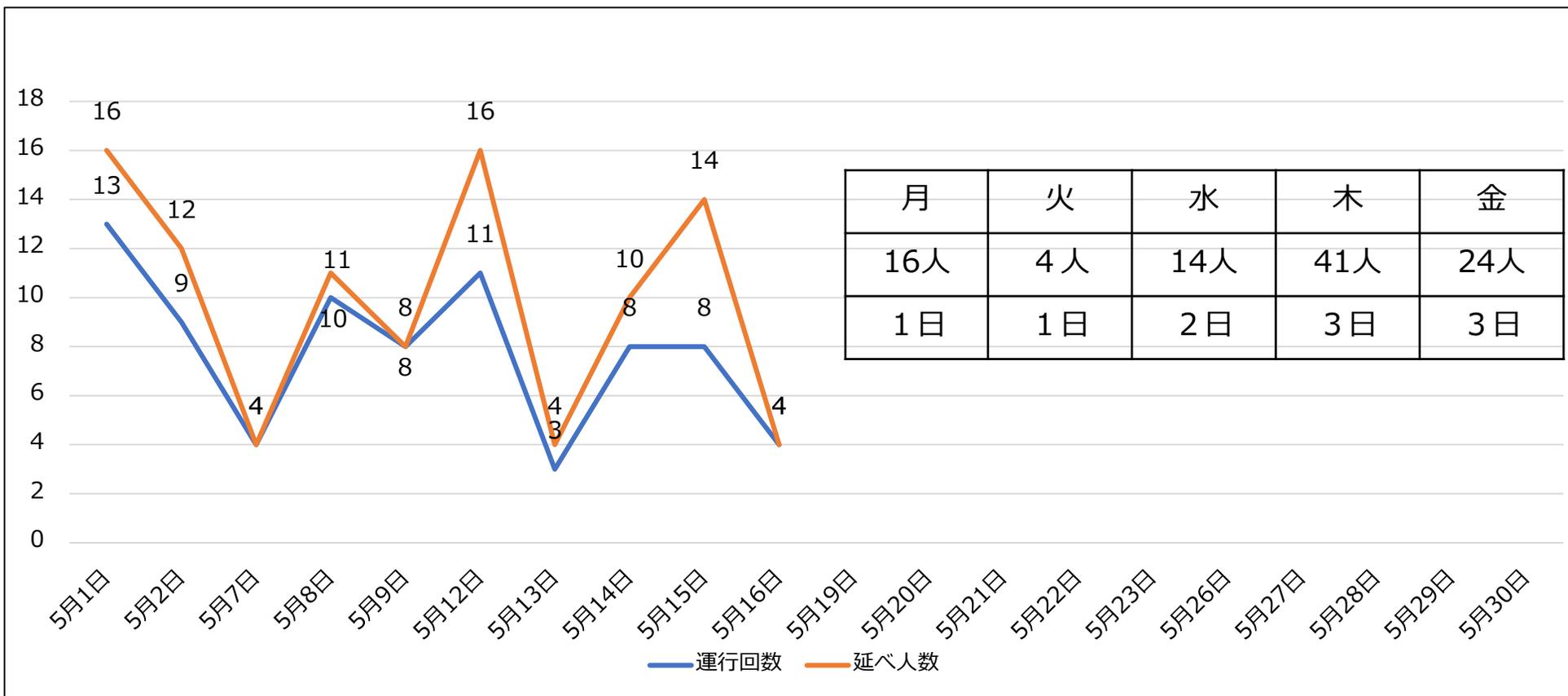


- ・ 運行日数：**21日** ・ 運行回数：**128回** ・ 乗車延べ人数：**153人**
  - ・ 1日あたり平均乗車人数：**7.28人** ※R6：10.6人
  - ・ 乗合発生率：**37.5%** ・ LINE予約：**37件** ・ 電話予約：**91件**
- ※年代比率や男女比、利用時間傾向等はR6年度と大きな変化なし





- ・ 運行日数：**10日** ・ 運行回数：**78回** ・ 乗車延べ人数：**99人**
  - ・ 1日あたり平均乗車人数：**9.9人** ※R6：10.6人
  - ・ 乗合発生率：**43.6%** ・ LINE予約：**27件** ・ 電話予約：**51件**
- ※資料作成の都合上、16日（金）までの集計





- 1か月あたりの利用者数は増加しているものの、**1日あたりの利用者数は減少**。4月から追加した**水曜日の利用者数が少ない傾向**にあり、周知が十分に行き届いていない可能性がある。  
→定期的な広報誌掲載や既存の集会への参加を中心に、1人でも多く必要とする方に利用していただけるよう周知活動を実施。
- 周知活動と並行して、利用実績の分析※1やアンケート調査※2などを実施し、**利用者のニーズを把握**し、本協議会を中心に関連団体との協議を重ねていく。

※1 午後の時間帯及び往復利用が少ない傾向にあり、特に割引適用外の利用者の往復利用が少ない。今後の利用実績を注視しながら、必要に応じて対策を講じていく。

【参考】令和7年度（4/1～5/16） 全206回運行

片道利用・割引有	片道利用・割引無	往復利用・割引有	往復利用・割引無
48回	46回	<b><u>41回 (82回)</u></b>	<b><u>15回 (30回)</u></b>

※2 昨年度実施したアンケート調査をベースとするが、実施内容や手法などの詳細については今後検討していく。

## 江差町地域公共交通計画 事業評価シート

(令和 6 年度評価)

### 事業評価シートについて

本計画において示されている 13 の評価指標について、各年度の取り組みの状況等を事業評価シートによりまとめるものです。

この事業評価シートにて、江差町地域公共交通活性化協議会に事業の実施状況や実績、課題等を報告・共有し、今後の取組の方向性、内容について協議、分析、情報交換を行い、計画の推進を図ります。

令和 7 年 6 月

江差町・江差町地域公共交通活性化協議会

基本目標 1 先進技術も活用した住民が使いやすい公共交通形態の導入・確保

評価指標 1 江差マースの利用者数

関連事業概要	目標設定の考え方・評価方法	年度	実施の状況			達成度	課題として残っていること 活性化協議会での意見等	
			取り組んだこと ※可能なものは定量的な実績を記載する。	数量的実績	目標値			
<p>○江差マースの本格運行及び継続的な運行に向けた取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度及び令和4年度に実証実験を行ってきました。江差マースについて、これまでの町民等の利用者意見や利用実態を踏まえ、本格運行に実施に向けた準備を進め、準備が完了し次第、本格運行を行います。</li> <li>本格運行に向け、令和4年度に実施した実証実験では、運賃を無償とし実施しており、有償とした場合の効果検証を令和5年度に実施します。</li> <li>令和5年度の有償による実証実験を行い、効果検証を行った後、本格運行に向けた各種申請などを行い、本格運行を行います。</li> <li>江差マースを本格運行する上では、基本目標 i-事業1及び2のように、これまで当町で行ってきた交通事業や民間バス路線の見直しを行い、事業実施に必要な予算及び運転手等の人材確保など輸送資源の確保を行うことが必要です。</li> <li>なお、江差マースの継続的な運行に向けては、当町からの運行継続に要する経費や特別交付税の活用のほか、国土交通省の地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）を活用するなど、継続的な運行に必要な財源の確保を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度及び令和4年度に運賃を無償とした実証実験を実施し、令和5年度は、運賃を有償とした実証実験の実施を予定しており、令和5年度以降に運賃を有償とした本格運行の実施を想定しています。</li> <li>そのため、令和5年度の実証実験時の利用者数を現状値として整理するとともに、その利用者数をもとに目標値を設定することとします。</li> <li>目標値は、毎年度1日あたりの利用者数を算出し、把握することとします。</li> </ul>	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度第2回江差町地域公共交通活性化協議会にて、令和5年度江差マース実証事業に係る運行方針について協議（R5.9）</li> <li>令和5年度江差マース実証事業の実施（R5.11～R6.2）</li> <li>令和5年度第3回江差町地域公共交通活性化協議会にて、令和5年度江差マース実証事業に係る運行結果について報告（R6.3）</li> </ul>	【参考・令和5年度実績】8.2人/日	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度の本格運行開始にむけ、持続可能な運行体制及び運行方針の構築</li> <li>利用率向上のための、利便性向上策や周知活動の充実</li> </ul>	
		令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度第1回江差町地域公共活性化協議会にて、江差マース本格運行方針について協議（R6.5）</li> <li>町内8箇所での住民説明会の開催（R6.7）</li> <li>江差マース本格運行の開始（R6.8）</li> <li>令和6年度第2回及び第3回江差町地域公共活性化協議会にて、江差マース本格運行実績について報告（R6.12、R7.3）</li> <li>町内会やシニアカレッジなど、既存の集会への参加による周知（R6.7～随時）</li> </ul>	10.6人/日	10.0人/日	106%	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続的な運行にむけた、持続可能な運行体制及び運行方針の構築</li> <li>更なる利用率向上に向けた、利便性向上策の実施や周知活動の充実</li> </ul>	
		令和7年度				10.0人/日		
		令和8年度					10.0人/日	
		令和9年度					10.0人/日	

基本目標 1 先進技術も活用した住民が使いやすい公共交通形態の導入・確保

評価指標 2 江差マースの収支率

関連事業概要	目標設定の考え方・評価方法	年度	実施の状況			達成度	課題として残っていること 活性化協議会での意見等	
			取り組んだこと ※可能なものは定量的な実績を記載する。	数量的実績	目標値			
<p>○江差マースの本格運行及び継続的な運行に向けた取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度及び令和4年度に実証実験を行ってきました。江差マースについて、これまでの町民等の利用者意見や利用実態を踏まえ、本格運行に向けた準備を進め、準備が完了し次第、本格運行を行います。</li> <li>本格運行に向け、令和4年度に実施した実証実験では、運賃を無償とし実施しており、有償とした場合の効果検証を令和5年度に実施します。</li> <li>令和5年度の有償による実証実験を行い、効果検証を行った後、本格運行に向けた各種申請などを行い、本格運行を行います。</li> <li>江差マースを本格運行する上では、基本目標 i-事業1及び2のように、これまで当町で行ってきた交通事業や民間バス路線の見直しを行い、事業実施に必要な予算及び運転手等の人材確保など輸送資源の確保を行うことが必要です。</li> <li>なお、江差マースの継続的な運行に向けては、当町からの運行継続に要する経費や特別交付税の活用のほか、国土交通省の地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）を活用するなど、継続的な運行に必要な財源の確保を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価指標1と同様に、令和4年度までは実証実験での運行となっているため、令和5年度に予定している運賃を有償とした実証実験をもとに現状値を整理し、本格運行における収支状況をもとに、収支率を算出し、目標値を設定することとします。</li> <li>目標値は、毎年度の運賃収入、運行経費をもとに収支率を算出し、把握することとします。</li> </ul>	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度第2回江差町地域公共交通活性化協議会にて、令和5年度江差マース実証事業に係る運行方針について協議（R5.9）</li> <li>令和5年度江差マース実証事業の実施（R5.11～R6.2）</li> <li>令和5年度第3回江差町地域公共交通活性化協議会にて、令和5年度江差マース実証事業に係る運行結果について報告（R6.3）</li> </ul>	【参考・令和5年度実績】3.6%	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度の本格運行開始にむけ、持続可能な運行体制及び運行方針の構築</li> <li>利用率向上のための、利便性向上策や周知活動の充実</li> </ul>	
		令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度第1回江差町地域公共活性化協議会にて、江差マース本格運行方針について協議（R6.5）</li> <li>町内8箇所での住民説明会の開催（R6.7）</li> <li>江差マース本格運行の開始（R6.8）</li> <li>令和6年度第2回及び第3回江差町地域公共活性化協議会にて、江差マース本格運行実績について報告（R6.12、R7.3）</li> <li>町内会やシニアカレッジなど、既存の集会への参加による周知（R6.7～随時）</li> </ul>	4.4%	5.4%	80%	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続的な運行にむけた、持続可能な運行体制及び運行方針の構築</li> <li>更なる利用率向上に向けた、利便性向上策の実施や周知活動の充実</li> </ul>	
		令和7年度				5.4%		
		令和8年度				5.4%		
		令和9年度				5.4%		

基本目標 1 先進技術も活用した住民が使いやすい公共交通形態の導入・確保

評価指標 3 江差マースに係る収益循環の金額

関連事業概要	目標設定の考え方・評価方法	年度	実施の状況			達成度	課題として残っていること 活性化協議会での意見等	
			取り組んだこと ※可能なものは定量的な実績を記載する。	数量的実績	目標値			
<p>○江差マースの本格運行及び継続的な運行に向けた取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度及び令和4年度に実証実験を行ってきました。江差マースについて、これまでの町民等の利用者意見や利用実態を踏まえ、本格運行に実施に向けた準備を進め、準備が完了し次第、本格運行を行います。</li> <li>本格運行に向け、令和4年度に実施した実証実験では、運賃を無償とし実施しており、有償とした場合の効果検証を令和5年度に実施します。</li> <li>令和5年度の有償による実証実験を行い、効果検証を行った後、本格運行に向けた各種申請などを行い、本格運行を行います。</li> <li>江差マースを本格運行する上では、基本目標 i-事業1及び2のように、これまで当町で行ってきた交通事業や民間バス路線の見直しを行い、事業実施に必要な予算及び運転手等の人材確保など輸送資源の確保を行う必要があります。</li> <li>なお、江差マースの継続的な運行に向けては、当町からの運行継続に要する経費や特別交付税の活用のほか、国土交通省の地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）を活用するなど、継続的な運行に必要な財源の確保を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価指標1及び2と同様に、令和4年度までは実証実験での運行となっているため、令和5年度に予定している運賃を有償とした実証実験をもとに現状値を整理し、江差マースの本格運行により、増額となることが予想される地域応援型EZOCA（地域還元金）を収益循環の金額として、目標値を設定します。</li> <li>目標値は、毎年度の収益循環の金額で把握することとします。</li> </ul>	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度第2回江差町地域公共交通活性化協議会にて、令和5年度江差マース実証事業に係る運行方針について協議（R5.9）</li> <li>令和5年度江差マース実証事業の実施（R5.11～R6.2）</li> <li>令和5年度第3回江差町地域公共交通活性化協議会にて、令和5年度江差マース実証事業に係る運行結果について報告（R6.3）</li> </ul>	【参考・令和5年度実績】835,381円	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度の本格運行開始にむけ、持続可能な運行体制及び運行方針の構築</li> <li>利用率向上のための、利便性向上策や周知活動の充実</li> </ul>	
		令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度第1回江差町地域公共活性化協議会にて、江差マース本格運行方針について協議（R6.5）</li> <li>町内8箇所での住民説明会の開催（R6.7）</li> <li>江差マース本格運行の開始（R6.8）</li> <li>令和6年度第2回及び第3回江差町地域公共活性化協議会にて、江差マース本格運行実績について報告（R6.12、R7.3）</li> <li>町内会やシニアカレッジなど、既存の集会への参加による周知（R6.7～随時）</li> </ul>	1,001,059円	850,000円	118%	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続的な運行にむけた、持続可能な運行体制及び運行方針の構築</li> <li>更なる利用率向上に向けた、利便性向上策の実施や周知活動の充実</li> </ul>	
		令和7年度				850,000円		
		令和8年度					850,000円	
		令和9年度					850,000円	

基本目標Ⅰ 先進技術も活用した住民が使いやすい公共交通形態の導入・確保

評価指標4 (12) 本町の交通施策に対する公的資金投入額

関連事業概要	目標設定の考え方・評価方法	年度	実施の状況			達成度	課題として残っていること 活性化協議会での意見等	
			取り組んだこと ※可能なものは定量的な実績を記載する。	数量的実績	目標値			
<p>○当町交通事業の最適化に向けた見直し</p> <p>・交通事業に要している経費は、令和3年度予算において5千万円超となっています。これらの経費は、事業を担う交通事業者等の人件費の増加や燃料費等の高騰により、年々増大しています。</p> <p>・今後、江差マースなどの新たな交通事業を展開していく中で、長期的に町民に移動手段を提供し続けることを目的に、必要に応じて、函館バス株式会社の民間バス路線のほか、高齢者交通費助成やスクールバス運行などの当町単独で実施している交通事業など、当町交通事業の最適化に向けた見直しを行っていきます。</p>	<p>・当町で実施している交通事業に要している経費は年々、増加傾向にあり、計画推進期間中も増加が見込まれるため、これまでの公的資金投入額の推移を踏まえ、増加率を設定し、目標値を設定します。</p> <p>・また、当町交通事業の最適化に向けた見直しや江差マースの本格運行の実施による効果を含めた公的資金投入額の推計値を算出し、その数値を下回ることを目標に、経費の最適化を図ります。</p> <p>・目標値は、毎年度の事業決算額で把握することとします。</p>	令和5年度	<p>・江差町地域公共交通活性化協議会を3回開催、当町の交通事業の最適化に向け、交通事業者や町民の代表者と協議 (R5. 8. 9. R6. 3)</p> <p>・令和5年度江差マース実証事業の実施 (R5. 11~R6. 2)</p> <p>・函館バス「館線・稲見線・木間内線」の廃止に伴い、北部通学・通院バスの実証実験の実施 (R5. 11~R6. 2)</p>	53,919千円	60,374千円以下	112%	<p>・持続可能な路線バス網の再構築</p> <p>・函館バス「館線・稲見線・木間内線」の廃止に伴う、持続可能な代替交通手段の確保</p>	
		令和6年度	<p>・江差町地域公共交通活性化協議会を4回開催、当町の交通事業の最適化に向け、交通事業者や町民の代表者と協議 (R6. 5. 6. 12. R7. 3)</p> <p>・函館バス「館線・稲見線・木間内線」の廃止に伴い、北部乗合タクシーの運行を開始 (R6. 4)</p> <p>・江差マース本格運行の開始 (R6. 8)</p>	63,653千円	73,125千円以下	115%	<p>・近隣町や関係団体と連携した持続可能な路線バス網の再構築</p> <p>・江差マースや北部乗合タクシーの継続的な運行にむけた、持続可能な運行体制及び運行方針の構築</p>	
		令和7年度				74,338千円以下		
		令和8年度					75,571千円以下	
		令和9年度					76,825千円以下	

基本目標 1 先進技術も活用した住民が使いやすい公共交通形態の導入・確保

評価指標 5 福祉有償運送事業者との協議回数

関連事業概要	目標設定の考え方・評価方法	年度	実施の状況			達成度	課題として残っていること 活性化協議会での意見等	
			取り組んだこと ※可能なものは定量的な実績を記載する。	数量的実績	目標値			
<p>○福祉有償運送事業の継続化に向けた検討・協議の場づくり</p> <p>・令和4年度に実施した福祉有償運送事業者へのヒアリング調査を通じ、当町の福祉有償運送事業の継続に向け、担い手不足や福祉有償運送事業の料金などに関する課題が浮き彫りとなりました。</p> <p>・このことを踏まえ、当町が中心となり、当町内で福祉有償運送事業を実施する各福祉有償運送事業者が、今後の事業継続に向け協議する場として、江差町地域公共交通活性化協議会の下部組織である分科会に、新たに福祉部会を立ち上げ、この部会の中で、課題解決に向けた関係者との協議を継続的に実施していきます。</p>	<p>・福祉有償運送事業者間の協議を行う場として、江差町地域公共交通活性化協議会の下部組織である分科会に、新たに福祉部会を立ち上げ、この部会の中で、継続的に協議を行います。</p> <p>・目標値については、この部会での協議を年に2回以上を行うことを継続していくことを設定します。</p> <p>・目標値は、毎年度の江差町地域公共交通活性化協議会分科会（福祉部会）の開催状況により、把握することとします。</p>	令和5年度	<p>・令和5年度第1回江差町地域公共交通活性化協議会において、協議会の下部組織である福祉部会の設置や福祉有償運送に係る対応方針について諮問、承認（R5.8）</p>	0回/年	2回/年以上	0%	<p>・令和5年度第1回江差町地域公共交通活性化協議会開催後、役場内部での話は進んでいたものの、協議会及び分科会要綱の改正は未実施</p>	
		令和6年度	<p>・令和6年度第2回江差町地域公共活性化協議会にて、協議会の下部組織である福祉部会の設置や福祉有償運送に係る対応方針について諮問、承認（R6.12）</p> <p>・令和6年度第3回江差町地域公共活性化協議会分科会（福祉部会）を開催、福祉有償運送事業に係る事業フロー図や様式の改正について諮問、承認（R7.2）</p> <p>・令和6年度第4回江差町地域公共活性化協議会にて、福祉部会の開催結果について報告（R7.3）</p>	1回/年	2回/年以上	50%	<p>・福祉有償運送事業に係る各種改正の改正内容の周知</p> <p>・事業の継続的实施にむけた、持続可能な事業実施体制の構築、協議</p>	
		令和7年度				2回/年以上		
		令和8年度					2回/年以上	
		令和9年度					2回/年以上	

基本目標 ii 地域内交通と広域交通の接続拠点の創出

評価指標 6 接続拠点の創出

関連事業概要	目標設定の考え方・評価方法	年度	実施の状況			達成度	課題として残っていること 活性化協議会での意見等
			取り組んだこと ※可能なものは定量的な実績を記載する。	数量的実績	目標値		
<p>○交通・交流拠点の創出</p> <p>・町民の生活圏を踏まえた町内外への移動を行う上で、公共交通機関同士の乗継利便性の向上は重要な課題となっています。</p> <p>・そこで、当町で計画している「北の江の島構想」に基づき整備を予定している「かもめ島周辺エリア」及び「旧江光ビル跡地活用拠点施設」が新たな交通・交流拠点として創出されるため、接続拠点としての位置づけを整理します。</p> <p>・目標値は、交通・交流拠点の総箇所数（維持を含む）について、庁内関連課及び施設管理者等への確認によって把握することとします。</p> <p>・また、現在、町民の主な目的地となっている「北海道立江差病院」は複数のバス路線が停車する交通拠点の機能を有していることから、北海道立江差病院においても本計画内で交通拠点として設定します。</p>	令和5年度	<p>・道立江差病院へのデジタルサイネージ導入に係る函館バスとの協議</p> <p>・旧江光ビル跡地活用拠点施設への、施設内待合所併設及び接続拠点化に向けた協議</p>	0箇所	1箇所以上	0%	<p>・接続拠点化に向けた、関連事業者との継続的な協議</p> <p>・令和6年度に供用を開始する旧江光ビル跡地活用拠点施設における、接続拠点化に向けた施策の検討</p>	
	令和6年度	<p>・コミュニティプラザえさし（エコー）への施設内バス待合所の設置、町内を運行する各公共交通情報の掲示（R6.6）</p> <p>・コミュニティプラザえさし（エコー）の供用開始に伴う、江差マース予約受付コールセンターの移転設置（R6.8）</p>	1箇所	1箇所以上	100%	<p>・接続拠点の充実化に向けた、関連事業者との継続的な協議</p>	
	令和7年度			1箇所以上			
	令和8年度			1箇所以上			
	令和9年度			1箇所以上			

基本目標Ⅱ 地域内交通と広域交通の接続拠点の創出

評価指標7(9) 交通・交流拠点としての機能強化

関連事業概要	目標設定の考え方・評価方法	年度	実施の状況			達成度	課題として残っていること 活性化協議会での意見等	
			取り組んだこと ※可能なものは定量的な実績を記載する。	数量的実績	目標値			
<p>○交通・交流拠点の創出</p> <p>・町民の生活圏を踏まえた町内外への移動を行う上で、公共交通機関同士の乗継利便性の向上は重要な課題となっています。</p> <p>・そこで、当町で計画している「北の江の島構想」に基づき整備を予定している「かもめ島周辺エリア」及び「旧江光ビル跡地活用拠点施設」を交通・交流拠点として設定し、公共交通機関同士の乗継に関する情報提供や待ち時間ストレスの最小化に資する取組も併せて実施していきます。</p> <p>・また、現在、町民の主な目的地となっている「北海道立江差病院」は複数のバス路線が停車する交通拠点の機能を有していることから、北海道立江差病院においても本計画内で交通拠点として設定します。</p>	<p>・交通・交流拠点の機能強化として、本計画においては、当町内を運行する公共交通の運行状況を町民等の公共交通利用者に分かりやすく提供することとし、公共交通の運行状況を利用者に分かりやすく提供する機会の創出回数（維持を含む）を目標値とします。</p> <p>・目標値は、当該年度ごとに実施している各種取組実施件数について、カウントすることで把握することとします。</p>	令和5年度	<p>・令和5年度江差マース実証事業及び北部通学・通院バス実証事業における運行概要を掲載したパンフレットの制作、各施設への配架（R5.11）</p> <p>・町内の公共交通の運行状況を一元的に網羅する「公共交通ガイドブック」制作に係る委託事業者との協議</p>	1件	1件以上	100%	<p>・各交通モードの運行状況についてより一元的にわかりやすく提供するための施策・手法の検討</p>	
		令和6年度	<p>・江差マース本格運行開始に伴う運行チラシの制作、各施設への配架や折り込みによる配布（R6.7）</p> <p>・町内の公共交通の運行状況を一元的に網羅する「江差町地域公共交通ハンドブック」の制作（R7.3）</p>	2件	1件以上	200%	<p>・公共交通を身近に感じてもらうための継続的な周知活動等の実施</p>	
		令和7年度				1件以上		
		令和8年度				1件以上		
		令和9年度				1件以上		

基本目標Ⅲ 公共交通の見える・魅せる化に向けた利用促進策の実施

評価指標 8 江差マースに関する勉強会等の周知活動の実施数

関連事業概要	目標設定の考え方・評価方法	年度	実施の状況			達成度	課題として残っていること 活性化協議会での意見等	
			取り組んだこと ※可能なものは定量的な実績を記載する。	数量的実績	目標値			
<p>○公共交通を利用したいと思っていただける機会の創出</p> <p>・基本目標 i 及び ii で掲げた各種事業を展開する一方で、町民等の利用者により公共交通を利用したいと思っただけの機会を創出し、公共交通の利用促進に繋げることが、町内を運行する公共交通を維持・確保していく上で、重要となります。</p> <p>・そこで、公共交通乗り方教室など、より多くの町民に公共交通の運行状況及び利用方法を知っていただく機会の創出を行います。</p> <p>・また、町内の児童・生徒への公共交通に関する出前講座や北海道江差高等学校の「南ひやま学」と連携した取組など、若年層に公共交通のことをより考えていただく、将来の担い手確保につなげる機会の創出を行います。</p>	<p>・令和3年度及び令和4年度の実証実験の実施時に、江差マースの利用方法等を周知する活動を実施しており、概ね好評をいただいていることから、令和5年度以降も継続して、江差マース事業を実施するため、現状値以上の周知活動の実施回数を目標値とします。</p> <p>・目標値は、毎年度、実施回数をカウントすることで把握することとします。</p>	令和5年度	<p>・町内9箇所において、江差マース実証事業開始に伴う住民説明会を開催 (R5.10)</p> <p>・町内2箇所において、江差マース実証事業開始に伴う試乗会を開催 (R5.10)</p> <p>・江差マースの事前登録や利用方法などを担当者から個別に説明する利用相談会を3箇所計6回実施 (R5.11. R6.1)</p>	17回	3回以上	567%	<p>・自発的な相談会等の開催のみならず、既存の集会等での周知機会の創出</p> <p>・公共交通を必要とする若い世代への周知</p>	
		令和6年度	<p>・町内8箇所において、江差マース本格運行開始に伴う住民説明会を開催 (R6.7)</p> <p>・町内会やシニアカレッジ、江差高校全校集会など、既存の集会への参加による周知 (R6.7～随時)</p>	18回	3回以上	600%	<p>・公共交通を必要とする方への、ターゲットを絞った効果的な周知活動の実施</p>	
		令和7年度				3回以上		
		令和8年度					3回以上	
		令和9年度					3回以上	

基本目標Ⅲ 公共交通の見える・魅せる化に向けた利用促進策の実施

評価指標10 地域公共交通に関する江差高校との連携回数

関連事業概要	目標設定の考え方・評価方法	年度	実施の状況			達成度	課題として残っていること 活性化協議会での意見等
			取り組んだこと ※可能なものは定量的な実績を記載する。	数量的実績	目標値		
<p>○公共交通を利用したいと思っていた ける機会の創出</p> <p>・基本目標 i 及び ii で掲げた各種事業を 展開する一方で、町民等の利用者により 公共交通を利用したいと思 っていただける機会を創出し、公共 交通の利用促進に繋げることが、町 内を運行する公共交通を維持・確保 していく上で、重要となります。 ・そこで、公共交通乗り方教室など、よ り多くの町民に公共交通の運行状況及び 利用方法を知っていただ く機会の創出を行います。 ・また、町内の児童・生徒への公共交通 に関する出前講座や北海道江差 高等学校の「南ひやま学」と連携し た取組など、若年層に公共交通のこ とをより考えていただく、将来の担 い手確保につなげる機会の創出を 行います。</p>	<p>・北海道江差高等学校と連携した公共交 通に対する意識醸成を図るため、現状値 以上の連携回数を目標値とします。 ・目標値は、毎年度、実施回数をカウン トすることで把握することとします。</p>	令和5年度	・江差マース実証事業のチラシを配架する とともに、乗車のあった高校生及びその保 護者を対象にボーナスEZOポイントの付与 (R6.1)	1回	1回以上	100%	・さらなる高校生の利用拡大にむ けた施策の検討 ・南ひやま学との連携
		令和6年度	・江差高校地域探究学習「南ひやま学」と 連携した、江差マースに係る講義の開催、 住民説明会チラシの共同制作 (R6.6) ・江差マース本格運行のチラシ及び北部乗 合タクシーのチラシ配架、全校集会の時間 を使った江差マース説明会の開催 (R6.7)	2回	1回以上	200%	・江差高校生の公共交通利用率向 上にむけた手法の検討・実施 ・南ひやま学をはじめとする地域 探究学習との連携
		令和7年度			1回以上		
		令和8年度			1回以上		
		令和9年度			1回以上		

基本目標Ⅲ 公共交通の見える・魅せる化に向けた利用促進策の実施

評価指標11 江差高校生のバス通学割合

関連事業概要	目標設定の考え方・評価方法	年度	実施の状況			達成度	課題として残っていること 活性化協議会での意見等	
			取り組んだこと ※可能なものは定量的な実績を記載する。	数量的実績	目標値			
<p>○公共交通を利用したいと思っただけの機会の創出</p> <p>・基本目標 i 及び ii で掲げた各種事業を展開する一方で、町民等の利用者により公共交通を利用したいと思っただけの機会を創出し、公共交通の利用促進に繋げることが、町内を運行する公共交通を維持・確保していく上で、重要となります。</p> <p>・そこで、公共交通乗り方教室など、より多くの町民に公共交通の運行状況及び利用方法を知っていただく機会の創出を行います。</p> <p>・また、町内の児童・生徒への公共交通に関する出前講座や北海道江差高等学校の「南ひやま学」と連携した取組など、若年層に公共交通のことをより考えていただく、将来の担い手確保につなげる機会の創出を行います。</p>	<p>・令和4年度に実施した、北海道江差高等学校への通学状況に関するアンケート調査結果から、回答者のうち、バス通学している生徒は約4割となっています。</p> <p>・本計画策定後、各施策の取り組みにより、通学交通の利便性が向上し、民間バス路線の利用率向上にもつながることが期待されるため、現状値以上の割合を目指した目標値とします。</p> <p>・目標値は、毎年度、江差高校へのヒアリングなどで把握することとします。</p>	令和5年度	<p>・町民を対象にした地域公共交通講演会の実施 (R5.12)</p> <p>・各種交通施策情報の広報</p>	39.9%	39.8%以上	101%	<p>・バス通学割合向上に向けた施策の検討</p> <p>・複数路線の運行状況を一元的にわかりやすく提供するための施策・手法の検討</p>	
		令和6年度	<p>・町民を対象にした地域公共交通講演会の実施 (R6.12)</p> <p>・町内の公共交通の運行状況を一元的に網羅する「江差町地域公共交通ハンドブック」の制作 (R7.3)</p>	41.90%	39.8%以上	105%	<p>・南ひやま学をはじめとする地域探究学習との連携により、公共交通を身近に感じてもらう、問題意識を持ってもらうための施策・手法の検討、実施</p>	
		令和7年度				39.8%以上		
		令和8年度					39.8%以上	
		令和9年度					39.8%以上	

基本目標Ⅲ 公共交通の見える・魅せる化に向けた利用促進策の実施

評価指標13 江差町地域公共交通活性化協議会の開催回数

関連事業概要	目標設定の考え方・評価方法	年度	実施の状況			達成度	課題として残っていること 活性化協議会での意見等	
			取り組んだこと ※可能なものは定量的な実績を記載する。	数量的実績	目標値			
<p>○江差町地域公共交通活性化協議会における事業モニタリングの継続的実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念及び基本目標の実現に向けては、各事業の実施効果や変化する社会情勢等との整合性を継続的に検討・評価し、柔軟に本計画の見直しを行うことが重要です。</li> <li>・そこで、本計画に係る協議を行ってきた「江差町地域公共交通活性化協議会」において、事業の実施・推進状況について評価・検証を行うなど、事業モニタリングの継続的な実施を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画で整理した、各事業の実施効果や変化する社会情勢等との整合性が、継続的に検討・評価されているかの指標として、江差町地域公共交通活性化協議会の開催回数を目標値とします。</li> <li>・目標値は、事務局で開催回数をカウントすることで把握することとします。</li> </ul>	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江差町地域公共交通活性化協議会を3回開催、当町の交通事業の最適化に向け、交通事業者や町民の代表者と協議 (R5. 8. 9. R6. 3)</li> <li>・江差町地域公共交通活性化協議会の下部組織にあたる専門部会を3回開催 (R5. 5. 8. 9)</li> </ul>	3回	2回以上	100%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江差町地域公共交通計画に係る実績評価の手法の検討</li> <li>・江差マースの令和6年度本格運行開始にむけ、持続可能な運行体制及び運行方針の構築</li> <li>・函館バス「館線・稲見線・木間内線」の廃止に伴う、持続可能な代替交通手段の確保</li> </ul>	
		令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江差町地域公共交通活性化協議会を4回開催、当町の交通事業の最適化に向け、交通事業者や町民の代表者と協議 (R6. 5. 6. 12. R7. 3)</li> <li>・江差町地域公共交通活性化協議会の下部組織にあたる専門部会を2回開催 (R6. 5. 11)</li> </ul>	4回	2回以上	100%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江差マースや北部乗合タクシーの継続的な運行にむけた、持続可能な運行体制及び運行方針の構築、更なる利用率向上に向けた、利便性向上策の実施や周知活動の充実</li> <li>・関係機関との連携による、各公共交通の強みを活かした、町全体の公共交通網の充実化</li> </ul>	
		令和7年度				2回以上		
		令和8年度					2回以上	
		令和9年度					2回以上	

## 地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)に係る 地域公共交通計画認定申請について 概要

### 1. 趣 旨

- 江差マースの運行財源として、国土交通省「地域公共交通確保維持事業費補助金(地域内フィーダー系統※確保維持費国庫補助金)」を充当することとしている。
- 本補助金の活用にあたっては、地域公共交通計画において、補助系統(江差マース)の必要性や事業概要、定量的目標・評価手法等の記載が必要※となり、毎事業年度ごとに、上記事項が位置付けられている旨の認定申請が必要となる。  
※江差町地域公共交通計画の変更については、令和7年3月10日(月)開催の「令和6年度第4回江差町地域公共交通活性化協議会」にて承認済み。
- 計画認定申請内容について、資料8において協議を行う。

### 2. 補助対象

系統名	運行期間	補助年度
江差マース	令和7年10月1日 ~ 令和8年9月30日	令和8補助年度

※本補助金に係る補助年度が前年10月～9月となっているため、令和6年10月～令和7年9月運行分(令和7補助年度分)に係る補助金は、令和7年度末に交付され、令和7年10月～令和8年9月運行分(令和8補助年度分)については、令和8年度末に交付される。

### 3. 計画認定申請書類(内訳)

資料8 (令和8補助年度分) 地域公共交通計画認定申請書(案)

内訳：①地域公共交通計画認定申請書

②江差町地域公共交通計画 別紙

③表1・表5

④運行回数・サービス提供時間算定表①

⑤地域公共交通計画関連書類 要綱第17条第1項に規定する下記事項の記載箇所(ページ数)を示した書類

⑥その他資料(乗降地点一覧、江差マース運行チラシ)

※計画本体も送付するが、大冊のため本協議会資料には未添付  
計画内容については変更なし

### 4. 今後のスケジュール

令和7年6月 地域公共交通計画認定申請書一式 提出(令和8補助年度分) ※本議題

令和7年9月 計画認定(令和8補助年度分)

令和7年10月 補助金交付申請(令和7補助年度分)

令和8年1月 補助事業自己評価(令和7補助年度分) ※協議会にて諮問

令和8年3月 補助金交付(令和7補助年度分)

令和8年10月 補助金交付申請(令和8補助年度分)

令和9年1月 事業自己評価(令和8補助年度分) ※協議会にて諮問

令和9年3月 補助金交付(令和8補助年度分)

※ 江差マースの運行方針が変更となった場合、本協議会にて協議のうえ、随時計画変更等を行う。

様式第 1 - 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

江推進  
令和 7 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 江差町地域公共交通活性化協議会  
住 所 北海道檜山郡江差町字中歌町 193-1  
代表者氏名 会長 田畑 明

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和7年6月 日

(名称) 江差町地域公共活性化協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

江差町における公共交通体系は、函館バス株式会社による広域交通（道南圏域の中心市である函館市や新幹線駅が立地している北斗市・木古内町までの基幹的広域バス路線のほか、檜山振興局管内の各自治体を中心に結ぶ準基幹的広域バス路線）を軸に、有限会社桧山ハイヤーが町内の末端交通としての役割を担っている。

しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、公共交通機関の利用者数は減少しており、それに伴う収支状況の悪化や交通事業者における運転手不足等による、準基幹的広域バス路線を中心とした減便や廃止が続いている。このことから、町の一部地域では交通空白地域が発生するなど、高齢者や学生といった交通弱者を中心に、通院・通学や買い物など、町民の生活移動において、多大な影響を及ぼしている。

このような状況を改善するため、これまで4度の実証実験を行ってきた、町内全域を対象に、自宅から町内90箇所の乗降地点を、事前予約に応じデマンド方式で運行することで、効率的かつ利便性の高い公共交通として、町民における生活移動を支える役割を担う「江差マース」を、地域公共交通確保維持事業により運行し、町民の生活交通手段を確保していくことが必要である。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

江差マースの利用者数を、1日あたり10人以上（令和6補助年度実績：10.4人）とする。  
江差マースの収支率を、運行経費に対する運賃収入として5.4%（令和6補助年度実績：7.51%）とする。

（江差町地域公共交通計画 P107 参照）

<p>(2) 事業の効果</p>
<p>町内全域における区間を、利用者が希望する時間に運行するフルデマンド方式の江差マースを運行・維持することにより、既存の公共交通機関ではカバーできない地域や時間について、江差マースがそれらを補完する役割を担うことが可能であり、町民の生活交通手段が確保される。</p> <p>また、既存のバス路線系統への接続性が確保され、効率的な運行体系が確保されるほか、町民の外出促進や地域の活性化につながることを期待される。</p>
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・江差町交通事業の最適化に向けた見直し(江差町・交通事業者・法定協議会)</li> <li>・江差マースの本格運行及び継続的な運行にむけた取組の実施(江差町・交通事業者・法定協議会)</li> <li>・地域内交通と広域交通の接続性の確保(江差町・交通事業者・関係自治体・法定協議会)</li> <li>・ICTに慣れていただける環境づくり(江差町・法定協議会)</li> <li>・公共交通を利用したいと思っただけの機会の創出(江差町・法定協議会)</li> <li>・江差町地域公共交通活性化協議会における事業モニタリングの継続的实施(江差町・法定協議会)</li> </ul> <p>(江差町地域公共交通計画 P91～106 参照)</p>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</p>
<p>表1を添付</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る江差マースについて、その運行に係る費用総額22,836千円(見込み)のうち、江差町から運行事業者(有) 桧山ハイヤー)へ委託する委託料については、運行経費から運行収入及び国庫補助金額を差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数や収支について、AIデータにより詳細を把握し、モニタリング・評価を実施。</li> <li>・日本データサービス株式会社への委託による、町民向けアンケート調査を実施。</li> <li>・運行期間中の利用相談会の実施。</li> </ul>
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</p> <p><b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</p> <p><b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</p> <p><b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要</p> <p><b>【地域内フィーダー系統のみ】</b></p>
<p>表5を添付</p>

11. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
① 車両の代替による費用削減等の内容 ※該当なし
② 代替車両を活用した利用促進策 ※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし

## 18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 令和5年3月30日(木) 令和4年度第7回  
江差町地域公共交通計画の策定について協議、承認
- ・ 令和5年8月24日(木) 令和5年度第1回  
令和5年度江差マース実証実験の方向性について協議、承認
- ・ 令和5年9月29日(金) 令和5年度第2回  
令和5年度江差マース実証実験の運行方針について協議、承認
- ・ 令和6年3月19日(火) 令和5年度第3回  
令和5年度江差マース実証実験実績について報告、令和6年度事業計画について協議、承認
- ・ 令和6年5月28日(火) 令和6年度第1回  
江差マース本格運行方針、江差町地域公共交通計画の改正について協議、承認
- ・ 令和6年6月24日(月) 令和6年度第2回  
令和6、7補助年度地域公共交通計画認定申請について協議、承認
- ・ 令和6年12月4日(水) 令和6年度第3回  
令和7年度江差マース運行方針案、令和6年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金事業評価、江差町地域公共交通計画事業評価(令和5年度分)について協議、承認
- ・ 令和7年3月10日(月) 令和6年度第4回  
令和7年度江差マース運行方針、江差町地域公共交通計画の改正、地域公共交通計画認定申請の変更届出について協議、承認
- ・ 令和7年6月5日(木) 令和7年度第1回  
江差町地域公共交通計画事業評価(令和6年度分)、令和8補助年度地域公共交通計画認定申請について協議

## 19. 利用者等の意見の反映状況

- ・ 計画策定時に町HPにおいてパブリックコメントを実施(意見等なし)
- ・ 江差マースについての町民に対するアンケート調査を実施。  
運行区域の拡大や決済方法の電子化、運行時間の早期化等の要望について、実証運行を重ねる中で取り込んでいき、本格運行開始時の運行方針に反映。
- ・ 本格運行開始後も、住民説明会等やアンケート調査を実施し、運行日や乗降地点の拡大に係る要望を、令和7年度運行方針に反映。

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 北海道檜山郡江差町字中歌町 193-1

(所 属) 江差町まちづくり推進課まちづくり推進係

(氏 名) 白澤 亮介

(電 話) 0139-52-6712

(e-mail) ryosuke.shirasawa@town.hiyama-esashi.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地 営業区域	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
江差町	江差町	(1) 江差マース		江差町内		往 km	241 日	1,205.0 回			区域運行	①・②(1)	函館江差線・桧山海岸線② デマンド運行となるため、地域 間幹線系統の運行時間に合わ せた予約・乗車が可能	③
						復 km								
						往 km								
						復 km								
						往 km								

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	江差町
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	7,428
交通不便地域	7,428

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
7,428	江差町	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
江差町地域公共交通計画	令和5年4月26日	

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

運行回数・サービス提供時間算定表①

運行系統	江差マース	計画		実績		備考													
		計画運行日数 B	241.0	実績運行日数 F	0	運休回数 (い)-(ろ)=(は)	1,205.0	(往、復、循環各1回)											
		計画運行回数 (い) E	1,205.0	実績運行回数 (ろ) J	0	やむを得ない運休回数 (に) I													
				サービス提供時間(り)		運行割合 (ろ+に) / (い) = (ほ)													
年月	曜日区分	片道・循環回数 A	計画				実績					備考 (調整、増便、運休、補助対象外となった理由等)							
			運行日数 B	運行回数 A×B=C	調整後の運行回数 調整% D	C×D=E	運行日数 F	運行回数*1			サービス提供時間								
								増便 G	運休 (-) H	天災*2 I	C+G+H= J	実運行時間 K	待機時間 L	回送時間 M	予約時間 N	K+L+M+N= 0			
7年 10月	月～金	往	22	220.0	50.0%	110.0						時間							
		復										10							
		往											時間						
		復											分						
												計							
												※「時間単位」で入力する場合は「上段」、「時間+分単位」で入力する場合は「下段」に入力してください。(下段は「分」のみでも入力できます) ※当月の合計値を入力してください。(曜日毎に分ける必要はありません) ※数値のみ入力してください(単位は自動入力されます)							
小計			22	220.0		110.0													

\*1 運行回数は、1運行を1回としてカウントする。  
(往、復、循環各1回)  
\*2 天災欄は、運休のうちやむを得ない理由のもの

年月	曜日区分	片道・循環回数 A	計画				実績					備考 (調整、増便、運休、補助対象外となった理由等)							
			運行日数 B	運行回数 A×B=C	調整後の運行回数 調整% D	C×D=E	運行日数 F	運行回数*1			サービス提供時間								
								増便 G	運休 (-) H	天災*2 I	C+G+H= J	実運行時間 K	待機時間 L	回送時間 M	予約時間 N	K+L+M+N= 0			
7年 11月	月～金	往	18	180.0	50.0%	90.0						時間							
		復										10							
		往											時間						
		復											分						
												計							
												※「時間単位」で入力する場合は「上段」、「時間+分単位」で入力する場合は「下段」に入力してください。(下段は「分」のみでも入力できます) ※当月の合計値を入力してください。(曜日毎に分ける必要はありません) ※数値のみ入力してください(単位は自動入力されます)							
小計			18	180.0		90.0													

年月	曜日区分	片道・循環回数 A	計画				実績					備考 (調整、増便、運休、補助対象外となった理由等)							
			運行日数 B	運行回数 A×B=C	調整後の運行回数 調整% D	C×D=E	運行日数 F	運行回数*1			サービス提供時間								
								増便 G	運休 (-) H	天災*2 I	C+G+H= J	実運行時間 K	待機時間 L	回送時間 M	予約時間 N	K+L+M+N= 0			
7年 12月	月～金	往	22	220.0	50.0%	110.0						時間							
		復										10							
		往											時間						
		復											分						
												計							
												※「時間単位」で入力する場合は「上段」、「時間+分単位」で入力する場合は「下段」に入力してください。(下段は「分」のみでも入力できます) ※当月の合計値を入力してください。(曜日毎に分ける必要はありません) ※数値のみ入力してください(単位は自動入力されます)							
小計			22	220.0		110.0													

運行回数・サービス提供時間算定表①

運行系統	江差マース	計画		実績		備考																					
		計画運行日数 B	241.0	実績運行日数 F	0	運休回数 (い)-(ろ)=(は)	1,205.0																				
		計画運行回数 (い) E		実績運行回数 (ろ) J		サービス提供時間(リ)																					
		1,205.0		0		運行割合 (ろ+に) / (い) = (ほ)																					
年月	曜日区分	片道・循環回数 A	計画				実績					備考 (調整、増便、運休、補助対象外となった理由等)															
			運行日数 B	運行回数 A×B=C	調整後の運行回数 調整% D	C×D=E	運行日数 F	運行回数*1			サービス提供時間																
8年	1月	往 復 循 10	18	180.0	50.0%	90.0		増便 G	運休 (-) H	天災*2 I	C+G+H= J	時間	実運行時間 K	待機時間 L	回送時間 M	予約時間 N	K+L+M+N= 0										
																		時間	時間	時間	時間	時間					
																							分	分	分	分	分
小計		18	180.0		90.0																						

\*1 運行回数は、1運行を1回としてカウントする。  
(往、復、循環各1回)  
\*2 天災欄は、運休のうちやむを得ない理由のもの

年月	曜日区分	片道・循環回数 A	計画				実績					備考 (調整、増便、運休、補助対象外となった理由等)															
			運行日数 B	運行回数 A×B=C	調整後の運行回数 調整% D	C×D=E	運行日数 F	運行回数*1			サービス提供時間																
8年	2月	往 復 循 10	18	180.0	50.0%	90.0		増便 G	運休 (-) H	天災*2 I	C+G+H= J	時間	実運行時間 K	待機時間 L	回送時間 M	予約時間 N	K+L+M+N= 0										
																		時間	時間	時間	時間	時間					
																							分	分	分	分	分
小計		18	180.0		90.0																						

年月	曜日区分	片道・循環回数 A	計画				実績					備考 (調整、増便、運休、補助対象外となった理由等)															
			運行日数 B	運行回数 A×B=C	調整後の運行回数 調整% D	C×D=E	運行日数 F	運行回数*1			サービス提供時間																
8年	3月	往 復 循 10	21	210.0	50.0%	105.0		増便 G	運休 (-) H	天災*2 I	C+G+H= J	時間	実運行時間 K	待機時間 L	回送時間 M	予約時間 N	K+L+M+N= 0										
																		時間	時間	時間	時間	時間					
																							分	分	分	分	分
小計		21	210.0		105.0																						

運行回数・サービス提供時間算定表①

運行系統	江差マース	計画		実績		備考									
		計画運行日数 B	241.0	実績運行日数 F	0	運休回数 (い)-(ろ)=(は)	1,205.0								
		計画運行回数 (い) E		実績運行回数 (ろ) J		やむを得ない運休回数 (に) I									
				サービス提供時間(り)		運行割合 (ろ+に) / (い) = (ほ)									
年月	曜日区分	片道・循環回数 A	計画				実績					備考 (調整、増便、運休、補助対象外となった理由等)			
			運行日数 B	運行回数 A×B=C	調整後の運行回数 調整% D	C×D=E	運行日数 F	増便 G	運休(-) H	天災*2 I	C+G+H= J		サービス提供時間		
										実運行時間 K	待機時間 L	回送時間 M	予約時間 N	K+L+M+N= 0	
8年	4月	往	21	210.0	50.0%	105.0					時間				
		復									時間				
		循									分				
		計													
小計			21	210.0		105.0									

\*1 運行回数は、1運行を1回としてカウントする。  
(往、復、循環各1回)  
\*2 天災欄は、運休のうちやむを得ない理由のもの

年月	曜日区分	片道・循環回数 A	計画				実績					備考 (調整、増便、運休、補助対象外となった理由等)			
			運行日数 B	運行回数 A×B=C	調整後の運行回数 調整% D	C×D=E	運行日数 F	増便 G	運休(-) H	天災*2 I	C+G+H= J		サービス提供時間		
										実運行時間 K	待機時間 L	回送時間 M	予約時間 N	K+L+M+N= 0	
8年	5月	往	18	180.0	50.0%	90.0					時間				
		復									時間				
		循									分				
		計													
小計			18	180.0		90.0									

年月	曜日区分	片道・循環回数 A	計画				実績					備考 (調整、増便、運休、補助対象外となった理由等)			
			運行日数 B	運行回数 A×B=C	調整後の運行回数 調整% D	C×D=E	運行日数 F	増便 G	運休(-) H	天災*2 I	C+G+H= J		サービス提供時間		
										実運行時間 K	待機時間 L	回送時間 M	予約時間 N	K+L+M+N= 0	
8年	6月	往	22	220.0	50.0%	110.0					時間				
		復									時間				
		循									分				
		計													
小計			22	220.0		110.0									

運行回数・サービス提供時間算定表①

運行系統		計画		実績		備考													
江差マース		計画運行日数 B	241.0	実績運行日数 F		運休回数 (い)-(ろ)=(は)	1,205.0												
		計画運行回数 (い) E	1,205.0	実績運行回数 (ろ) J		やむを得ない運休回数 (に) I													
				サービス提供時間(り)	0	運行割合 (ろ+に) / (い) = (ほ)													
年月	曜日区分	片道・循環回数 A	計画				実績					備考 (調整、増便、運休、補助対象外となった理由等)							
			運行日数 B	運行回数 A×B=C	調整後の運行回数 調整% D	C×D=E	運行日数 F	増便 G	運休 (-) H	天災*2 I	C+G+H= J		サービス提供時間						
8年 7月	月～金	往	22	220.0	50.0%	110.0						時間					K+L+M+N=0		
		復																	
		循																	
		10																	
												時間							
												分							
												計							
小計			22	220.0		110.0													

年月		計画		実績		備考													
8年 8月		計画運行日数 B	20	実績運行日数 F		運休回数 (い)-(ろ)=(は)													
		計画運行回数 (い) E	200.0	実績運行回数 (ろ) J		やむを得ない運休回数 (に) I													
				サービス提供時間(り)	0	運行割合 (ろ+に) / (い) = (ほ)													
年月	曜日区分	片道・循環回数 A	計画				実績					備考 (調整、増便、運休、補助対象外となった理由等)							
			運行日数 B	運行回数 A×B=C	調整後の運行回数 調整% D	C×D=E	運行日数 F	増便 G	運休 (-) H	天災*2 I	C+G+H= J		サービス提供時間						
8年 8月	月～金	往	20	200.0	50.0%	100.0						時間					K+L+M+N=0		
		復																	
		循																	
		10																	
												時間							
												分							
												計							
小計			20	200.0		100.0													

年月		計画		実績		備考													
8年 9月		計画運行日数 B	19	実績運行日数 F		運休回数 (い)-(ろ)=(は)													
		計画運行回数 (い) E	190.0	実績運行回数 (ろ) J		やむを得ない運休回数 (に) I													
				サービス提供時間(り)	0	運行割合 (ろ+に) / (い) = (ほ)													
年月	曜日区分	片道・循環回数 A	計画				実績					備考 (調整、増便、運休、補助対象外となった理由等)							
			運行日数 B	運行回数 A×B=C	調整後の運行回数 調整% D	C×D=E	運行日数 F	増便 G	運休 (-) H	天災*2 I	C+G+H= J		サービス提供時間						
8年 9月	月～金	往	19	190.0	50.0%	95.0						時間					K+L+M+N=0		
		復																	
		循																	
		10																	
												時間							
												分							
												計							
小計			19	190.0		95.0													
合計			241	2,410.0		1,205.0													

\*1 運行回数は、1運行を1回としてカウントする。  
(往、復、循環各1回)  
\*2 天災欄は、運休のうちやむを得ない理由のもの

協議会名 江差町地域公共交通活性化協議会

地域公共交通計画関連書類

要綱第17条第1項に規定する下記事項の記載箇所（ページ数）を示した書類

- 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割

江差町地域公共交通計画 P88～89

- 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性

江差町地域公共交通計画 P89. 95

- 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要

江差町地域公共交通計画 P95～96

- 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

江差町地域公共交通計画 P107～108

# 運行日数が拡大します！

# 江差マース



令和6年8月から本格運行を開始した江差マースが、運行日数を拡大してリニューアル！  
また、新たに6箇所の乗降地点を追加！より便利になった江差マースを是非ご利用ください！

## ○変更点1：運行日数を週3日→週5日に拡大 毎週 月～金曜日 平日毎日運行！

※祝日及び年末年始（12月31日～1月5日）は運行しません。

## ○変更点2：乗降地点を6箇所追加

### 買い物・飲食・宿泊

1. サツドラ江差柳崎店(★)
  2. サツドラ江差店(★)
  3. 太陽クリーニング  
ふわっと柳崎店(★)
  4. イエログローブ江差店(★)
  5. 愛宕町商店街 わかさ商店前(★)
  6. 太陽クリーニング  
ドライセンター工場(★)
  7. 伊勢谷時計店(★)
  8. 万年屋書店(★)
  9. 太陽クリーニング  
ふわっと姥神店(★)
  10. ウロコイ辻薬店・  
山田屋菓子舗前(★)
  11. レディスショップたじま(★)
  12. 法華寺通り商店街  
お休み処寄来所前(★)
  13. フラワーショップうすき(★)
  14. あすなる新地センター(★)
  15. 太陽クリーニング  
ドライセンター(★)
  16. レストラン津花館(★)
  17. 室谷塗料店(★)
  18. チャイニーズレストラン美華  
(★)
  19. ホテルニューえさし(★)
  20. フードセンターブンテン江差店
  21. DCM江差柳崎店
  22. ラルズマート江差店
  23. ダイソー江差店
  24. ローソン江差柳崎店
  25. セイコーマート江差尾山店
  26. セイコーマート江差新地店
  27. セブンイレブン江差愛宕町店
  28. セブンイレブン江差茂尻町店
- ※(★)はEZOCA提携店

### 医療機関・介護施設

29. 養護老人ホームひのき
30. えさし荘
31. 北海道立江差病院
32. サンセイつじ薬局・  
アイン薬局江差店前
33. 江差脳神経外科クリニック
34. 江差調剤薬局
35. カタセールえさし
36. グループホームなごみ・あかり
37. えさし鍼灸
38. かもめ荘
39. 和み歯科
40. 岩坂歯科医院
41. 道南勤労者医療協会江差診療所
42. あさひ薬局江差店
43. 佐々木病院
44. いにしえ調剤薬局
45. 渡辺鍼灸整骨院
46. 江差整骨院
47. 増永歯科医院

### 金融

48. 小黒部簡易郵便局
49. 農協江差支店
50. 江差水堀郵便局
51. 江差尾山郵便局
52. 江差愛宕郵便局
53. 江差郵便局
54. 江差茂尻郵便局
55. 江差南浜簡易郵便局
56. 北洋銀行江差支店
57. 道南うみ街信用金庫本店

### 公共施設

58. 北海道江差高等学校
59. 五厘沢集会所
60. 鍼川寿の家

61. 朝日児童館
62. 朝日町民体育館
63. 小黒部寿の家
64. 中網老人憩いの家
65. 越前寿の家
66. 水堀コミュニティセンター
67. 柳崎児童館
68. 伏木戸寿の家
69. 田沢憩いの家
70. めくもり温泉保養センター
71. 泊生活館
72. 大潤寿の家
73. 老人福祉センター
74. あすなる学園
75. 江差町会所会館
76. 江差町役場
77. 江差追分会館
78. 開陽丸青少年センター
79. ひやま漁業協同組合江差支所
80. 江差地方合同庁舎
81. 江差警察署前（対鷗館）
82. 家庭・簡易裁判所
83. 江差町文化会館
84. コミュニティプラザえさし・エコー
85. 緑丘福祉の家
86. 在宅型総合福祉施設まるやま
87. 陣屋ふれあいセンター
88. 檜山振興局
89. まなびっく
90. 南が丘ふれあいセンター
91. 五勝手生活館
92. 柏町母と子の家
93. 楸川担い手センター

### 交通拠点

94. フェリー乗り場
95. 江差ターミナル

## その他詳細や利用方法は裏面をチェック！

## ○利用可能時間

9:00~17:00

※13時~13時30分は運転手の休憩・交代時間確保のため運休します。

## ○乗車料金

一般運賃 (大学生以上)	(乗合なし) 500円/人 (乗合あり) 300円/人
福祉割引運賃	一律200円/人
学割運賃	
こども運賃	
乳幼児運賃	無料(保護者同伴のみ利用可)

### 〈福祉割引運賃〉

身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳・介護保険被保険者証(要介護・要支援認定者に限る)・特定医療費(指定難病)受給者証のいずれかをお持ちの方

### 〈学割運賃〉

中学生・高校生で学生証をお持ちの方

### 〈こども運賃〉 〈乳幼児運賃〉

小学生の方 未就学児の方

## ○お支払い方法

「現金」もしくは「EZOCAカード(電子マネー・EZOポイント)」

※車内での電子マネーのチャージはできません。事前チャージをお願いします。

## ○利用方法

### ①事前登録(最初だけ!)

以下のいずれかの方法で事前登録!

※ご登録にはEZOCAカードが必要です

▷江差町役場2階「まちづくり推進課」  
もしくはコミュニティプラザえさし  
(エコー)で申込書に記入し提出

▷江差マース公式LINEアカウントから  
利用者登録



江差マース公式LINE  
アカウントはこちら

### ②配車予約

以下のいずれかの方法で配車予約!

▷電話で予約(平日のみ!)

**名前・希望日時・乗降地点・人数**  
をお伝えください!

〈受付時間〉 8:45~12:00  
12:45~16:30

〈電話番号〉 0139-52-5335

▷LINEで予約(24時間365日対応!)

①江差マース公式LINEアカウントメニュー  
画面にある「配車予約」ボタンをタッチ

②「バスを予約」ボタンをタッチした後、  
「配車の予約」から必要事項を選択

③配車予約完了

※配車予約は乗車希望日時の1週間前から30分前まで可能です。配車予約から配車までに、最短30分のお時間をいただいておりますので、早めの予約をお勧めします。

※当日の配車予約は16時までの受付とさせていただきます。

※予約状況次第では、希望する時間に配車ができない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。



江差町役場まちづくり推進課まちづくり推進係  
(☎お問い合わせ: 0139-52-6712)



## 江差町地域公共交通活性化協議会設置要綱

令和3年8月17日  
告示第65号

### (目的)

第1条 江差町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うために設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び運送の区域、旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 公共交通空白地又は福祉有償運送の必要性及び運送の区域、旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する事項
- (5) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (6) 地域公共交通計画に位置付けられた事業等の実施に関する事項
- (7) 協議会の運営方法、その他協議会が必要と認める事項

### (協議会の構成員等)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 江差町副町長
  - (2) 一般旅客自動車運送事業者が指名する者
  - (3) 利用者又は住民の代表
  - (4) 北海道檜山振興局長又はその指名する者
  - (5) 北海道運輸局函館運輸支局長又はその指名する者
  - (6) 町内において現に（公共交通空白地又は福祉）有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表が指名する者
  - (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者
  - (8) 道路管理者又はその指名する者
  - (9) 北海道函館方面江差警察署長又はその指名する者
  - (10) 学識経験者その他協議会が必要と認める者
- 2 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
  - 3 欠員により新たになった者の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 委員のうち、行政機関等の職員については、その職にある期間とする。
  - 5 委員は無報酬とする。

### (協議会の運営)

第4条 協議会に会長及び監事を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 監事 2名
- 2 会長は、江差町副町長とする。
  - 3 会長は、協議会を代表し会務を統括する。
  - 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

- 5 監事は、委員の中から会長が指名する。
- 6 監事は、協議会の会計を監査する。
- 7 委員は、協議会への出席及び議決権の行使を行う。
- 8 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 9 委員は、都合により協議会を欠席する場合、その委員の権限を代理する者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告するものとする。
- 10 前項の規定による報告があったときは、欠席する委員の代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 11 協議会の議決は、出席した委員の多数決で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。ただし、会長が適当と認めるときは、協議会を開催することなく、書面による議決を行うことができる。
- 12 協議会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると会長が判断した場合は、非公開で行うものとする。
- 13 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は協議会への出席を依頼し、助言を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第5条 協議会において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(守秘義務)

第6条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(分科会)

第7条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、江差町まちづくり推進課に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第9条 協議会で行う事業等に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の予算及び決算、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散した場合の措置)

第11条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

- 1 この告示は、令和3年8月17日から施行する。
- 2 江差町地域公共交通会議設置要綱（平成29年告示第2号）は、廃止する。

# 江差町地域公共交通活性化協議会事務局規程

令和3年8月17日  
訓令第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、江差町地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第8条第3項の規定に基づき、江差町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 設置要綱第8条に規定する事務局には、事務局長、その他必要な職員を置く。  
2 事務局長には、江差町まちづくり推進課長を、事務局員には、江差町まちづくり推進課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。  
(1) 事務局の運営に関すること。  
(2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。  
(3) 物品及び現金の出納に関すること。  
(4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、江差町において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の種類、書体、寸法、用途及び保管責任者は、別表のとおりとする。  
2 協議会の公印の保管、取扱い等については、江差町において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年8月17日から施行する。

別表（第6条関係）

公印の種類	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	保管責任者
江差町地域公共交通活性化協議会 会長之印	てん書	21×21	会長名をもって 発する文書	事務局長

# 江差町地域公共交通活性化協議会財務規程

令和3年8月17日

訓令第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、江差町地域公共交通活性化協議会設置要綱第10条の規定に基づき、江差町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、江差町からの負担金、国及び道からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を調製し、協議会の承認を受けなければならない。

3 会長は、会計年度の途中において既定の予算に補正をする必要が生じたときは、前項と同様に予算を調製し、協議会の承認を受けなければならない。

4 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(歳入歳出予算区分)

第3条 歳入歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 会計年度の途中において特別な理由があるときは、別表に定める以外の区分を定めることができる。

(予算の流用等)

第4条 会長は、歳出予算のうち款及び項を超えて予算を流用したとき、又は予備費を充用したときは、協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れて保管するものとする。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(予算の執行)

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、江差町において定められている財務の取扱いの例により協議会出納員が行う。

2 協議会出納員は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を調製し、監事の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この訓令は、令和3年8月17日から施行する。

別表（第3条関係）

（1）歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

（2）歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

## 令和7年度 江差町地域公共交通活性化協議会委員名簿

【設置要綱第3条関係】

No	協議会区分	所属団体	役職・氏名	備考
1	江差町副町長	江差町	副町長・田畑 明	会長
2	一般旅客自動車運送事業者が指名する者	函館バス株式会社	常務取締役・内澤 博昭	
3		有限会社松山ハイヤー	業務部長・菊池 純二	
4	利用者又は住民の代表	江差町町内会連合会	会長・岩井 慎	
5		江差町老人クラブ連合会	副会長・小梅 洋子	
6		江差町身体障害者福祉協会	欠員	
7	北海道檜山振興局長又はその指名する者	北海道檜山振興局	地域政策課長・福原 英範	
8	北海道運輸局函館運輸支局長又はその指名する者	北海道運輸局函館運輸支局	首席運輸企画専門官・館下 智	
9	町内において現に（公共交通空白地又は福祉）有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表が指名する者	社会福祉法人 江差町社会福祉協議会	事務局長・中島 直樹	監事
10		社会医療法人道南勤労者医療協会	ヘルパーステーションゆいっこ提供責任者 奈良 真由美	
11		特定非営利活動法人 南松山在宅福祉支援ゆい	理事長・小野寺 真	
12	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者	函館地区交通運輸産業労働組合協議会	事務局長・大岩 伸一	
13	道路管理者又はその指名する者	国土交通省北海道開発局 函館開発建設部江差道路事務所	工務課長・斉藤 直之	
14		北海道渡島総合振興局 函館建設管理部	道路課長・柴田 泰孝	
15	北海道函館方面江差警察署長又はその指名する者	北海道函館方面江差警察署	交通課長・高橋 昌之	
16	学識経験者	江差町教育委員会	委員・高岡 広明	
17	その他協議会が必要と認める者	オクシリア일랜드フェリー株式会社	専務取締役 江差支店長 浦田 耕造	監事

協議会事務局	江差町役場まちづくり推進課	課長・布施 順司	事務局長（会長職務代理）
		主幹・明上 真也	事務局員
		係長・中島 崇詞	事務局員
		主事・奈良 陸叶	事務局員
		主事・川瀬 夕紀	事務局員
		主事・白澤 亮介	事務局員
事務局支援	日本データサービス株式会社	計画調査部課長・斉藤 優太	
		計画調査部主任技師・中野 滉	

オブザーバー	議事内容に応じて協議会出席を依頼する
--------	--------------------